

## 入札公告（建設工事）

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和2年11月12日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役 九州新幹線建設局長 綿貫 正明

九建公告第11号

### 1 工事概要

- (1) 工事名 九州新幹線(西九州)、53k4・57k8間線路諸設備他  
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 長崎県長崎市地内
- (3) 工事内容 本工事は、九州新幹線武雄温泉起点 53 k m350m・57 k m835m（延長 4,485m）間のうち土留工、排水構造物工、緩衝工窓塞工、防護設備工、防音壁工、用地諸設備、付替道路（PC 道路橋）、防火水槽移設工、検査用足場工、監査・検査補助業務等を行う工事である。
- (4) 工期 16 箇月間
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。  
なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- (9) 本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- (11) 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構九州新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、「当機構九州新幹線建設局管内土木A」に係る競争参加資格の認定を受けたものであること。

ただし、共同企業体その他の構成員は「当機構九州新幹線建設局管内土木B」（以下「土木B」という。）に認定されかつ土木Bに係る認定の際に客観的事項（共通事項）及び主観的事項について算定した点数の合計点数（総合点数）が1,000点以上の者とする。

- (4) 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下のア又はイに掲げる工事の施工実績を有することとし、共同企業体のその他の構成員はア又はイに掲げる工事のいずれかの施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、共同企業体のその他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る。

また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

### ア 鉄道土木工事

※ 鉄道土木工事とは、鉄道土木構造物の新設、改良又は補修工事をいう。

### イ 道路土木工事

※ 道路土木工事とは、道路土木構造物の新設、改良又は補修工事をいう。

(5) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成 30 年度及び平成 31 年度の当機構の工事成績が、2 年連続で平均が 60 点未満でないこと。

(6) 共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 共同企業体の代表者又は単体有資格者は平成 17 年度以降に元請けとして完工（引き渡し済みのものに限る。）した(4)ア又はイに掲げる工事のいずれかの施工経験を有することとし、共同企業体のその他の構成員は(4)ア又はイに掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が 10% 以上のものに限る。

ただし、当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工経験とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 1 (1) に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア 施工体制の評価について

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

イ 企業の施工能力について

(ア) 平成17年度以降の2(4)に掲げる工事の施工実績

(イ) 当機構における指名停止等措置（指名停止等措置要綱別表第1第2項に基づく指名停止、警告又は注意をいう。）

(ウ) ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定

ウ 配置予定技術者の能力について

(ア) 配置予定技術者の施工経験（複数の配置予定技術者を申請した場合は、そのうち下位の施工経験を有する技術者をもって評価する。）

(イ) 配置予定技術者等の鉄道建設工事技術講習会（日建連主催）の受講修了の有無（鉄道土木工事の施工経験を有する者に限る。）

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、工事施工体制等に対し、施工体制評価点を与える。さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点は100点、施工体制評価点は最大30点とし、加算点は、(1)イ及びウに示す評価項目について、合計で最大12点を与える。

また、(3)におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制の確認に関するヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)に示す評価項目に係る施工計画等をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 4 入札手続等

(1) 担当支社等

〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号 シティ17ビル6階

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

九州新幹線建設局 契約課 契約係

電話 092-283-9604 電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.jrtt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア 提出方法

申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料の容量が 10MB を超える場合若しくは 1 (8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、提出場所へ持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

イ 提出期間

令和 2 年 11 月 13 日(金) から令和 2 年 11 月 26 日(木) までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、10 時から 16 時まで。

ウ 提出場所

4 (1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、1 (8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は(1)へ持参又は郵送(配達証明付郵便に限る。)すること。

イ 入札書の提出期限

令和 3 年 1 月 20 日(水)13 時まで。

ウ 開札の日時及び場所

開札は、令和 3 年 1 月 22 日(金) 10 時 30 分に当機構九州新幹線建設局にて行う。

(5) 工事費内訳書及び施工体制確認調書の提出

第 1 回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書及び施工体制確認調書を提出すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書(再度の入札を行う場合の入札書を含む。)を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 免除。
  - イ 契約保証金 納付（保証金納付場所 三井住友銀行 ベイサイド支店）。  
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
- 以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
  - ウ 入札に関する条件に違反した入札
  - エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口  
4 (1)に同じ。
- (7) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 配置予定技術者の確認  
落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (9) 本公告に記載する内容の詳細は入札説明書による。

## 6 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。